

～〇〇をもってよらいな逢坂～

逢坂むらづくり計画



大堤池に写る さかさ鷲峰山

平成 26 年 4 月 (変更)

逢坂むらづくり協議会

・ 逢坂地区は

あいさつのあるむら
子どもの声がこだまするむら
高齢者や弱者にもやさしいむら
自然を大切にしたいむら
豊かな教育と成長を育むむら
伝統と文化を保存継承するむら

をめざします。

「逢坂むらづくり計画書」

<目次>	- 1
はじめに	- 3
1 逢坂地区というところ	- 5
2 逢坂むらづくり計画書策定の組織体制と役割	- 7
3 逢坂むらづくり計画書策定の手順	- 8
4 アンケートによる課題抽出と取りまとめ	- 11
5 逢坂むらづくり計画	- 15
5 - 1 生涯学習部	- 16
5 - 2 健康増進部	- 18
5 - 3 福祉部	- 20
5 - 4 伝統・文化部	- 22
5 - 5 産業振興部	- 24
5 - 6 生活環境部	- 26
6 当面の実施計画案	- 28
7 逢坂むらづくり計画書策定編集委員会名簿（協議会役員会名簿）	- 30
おわりに	- 31
本文中の図表	
図1 逢坂地区公民館を拠点とした協働のまちづくり	- 9
図2 課題の解決と発展を目指す 逢坂むらづくり協議会	- 10
図3 逢坂むらづくり協議会組織機構関連図	- 14
資料編	
資料1 逢坂むらづくり協議会会則	- 35
資料2 逢坂むらづくり協議会構成員名簿	- 38
資料3 逢坂むらづくり協議会設立前後及び計画書策定検討経過（表）	- 39
資料4 アンケート様式及び集計結果	- 41
資料5 逢坂むらづくり協議会設立準備会アンケート集計	- 45

はじめに

平成 20 年 3 月、鳥取市は自治基本条例を制定し同年 10 月 1 日付けで施行しました。そして、21 年を「協働のまちづくり元年」と位置づけて市民と行政が対等の立場で地域の身近な課題を協議し解決しながら、住みやすい地域社会を築き地域コミュニティの充実強化を図ることとなりました。

その背景は、平成 12 年 4 月 1 日付け地方自治法をはじめ、おびただしい数の地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が改正施行されたことにより、住民自治による、より良い地域社会の実現に向けた分権型社会が求められることからです。

確かに、昭和 30 年代初頭の「もはや戦後ではない」の言葉に代表されるような経済復興から高度経済成長に突入し、その後は情報化、国際化の進展、とりわけ経済のグローバル化の波によってより多様な価値観をもつ社会が到来し、経済圏や生活圏は拡大して、さまざまな国や地域との交流が行われるようになりました。いわゆる「市民」社会の台頭です。一方で、少子高齢化社会が進行するなか、地域住民の多様なニーズに行政のみでは対応が不可能になっていることや、「個」を尊ぶあまり地域コミュニティのあり様が問われるようになってきたからでもあります。

これらに対処するため、いま全国各地で住民自治が叫ばれ、新たな「公共」の創設が求められ、行政と市民の協働の取り組みが始まっています。

平成 16 年 11 月合併により広域となった鳥取市は、平成 18 年に「第 8 次総合計画」を策定、向こう五カ年の整備計画を掲げました。そして、上述の自治基本条例に基づいて、住民と行政との「協働」による地域コミュニティ計画作成に向けた方針の提示に続きます。

逢坂地区では、この方針をうけ、平成 21 年 2 月 5 日に設立された逢坂むらづくり協議会が地区のみなさまからの意見やアンケートをもとに諸課題をとりまとめ、その解決にむけた「逢坂むらづくり計画書」の策定を進めてきました。本計画書はその成果であるとともに、地区住民が自ら取り組む活動方針をしるしたものです。

この逢坂は、もともと地区の共同体意識が自然なかたちで根付いている風土があります。そんな中、今後この計画書にもとづき、地区民各位の総意を結集しながら、みなさまとともにさらに活力ある自立した地区をめざして、地道ではあるが、持続可能な事業を展開したいものと考えます。

平成 22 年 2 月 14 日

逢坂むらづくり協議会計画書策定編集委員会委員一同

“二十一世紀は、行政と市民とのシナジー（Synergy:協働）の時代だ。”

- 2001年 国連の宣言 -

コミュニティ：

地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで、自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいう。

1 逢坂地区というところ

(1) 概要

逢坂地区は鳥取市では西方の、気高町の西に位置し、北は浜村に、南と西はそれぞれ鹿野町と青谷町に隣接する丘陵地形で、耕地の半分は畑となっています。総面積は 7.48 平方キロメートル。

標高 920.6 メートルの鷲峰山（じゅうぼうやま）を見上げるこの一帯は、古来より肥沃な“くろぼこ”（“くろぼく”ともいう。）土壌によって豊富な作物がつくられ、かつ東西を山地で挟まれた地形であることから、平成の名水百選に選定された“布勢の清水”をはじめ、あちこちで清水がわき出で緑滴る環境に恵まれています。

さらに、地区のシンボルとなっている樹齢 400 年以上の“大タブノキ”は威厳をたたえ、また、珍しい伝統漁法“うぐい突き”で知られる“大堤池”など、素朴な自然が豊富にあります。

また、七世紀末からこの一帯の役所跡である気多郡衙の遺跡“上原遺跡群”を代表とする遺物や、古墳が多く出土していることから、この地では遠く弥生時代から人々が生活していたことが実証されています。

人口動態をみると、大正 9 年世帯数 358 戸、1,882 人であった人口は、その後、戦後の疎開時 2,148 人を数えましたが、昭和 37 年頃から高度成長経済政策により都市部への人口流出が続き、平成 21 年 10 月 31 日現在 1,165 人となっています。ここ数年、団塊の世代が退職時期を迎えるなど、環境を重視して都市生活からの UJI ターン等により田園生活を過ごす方々もみられますが漸減しています。

農業については、かつて関西で名声を博した“逢坂大根の漬物”をはじめ、米、葉タバコ、梨、ブドウ、そして、さまざまな野菜や花などを栽培する農業を生業とする地域でした。しかし、ライフスタイルの多様化等により兼業世帯が大半を占めることとなり、農業人口は年々減少してきました。2005 年の農林業センサスによると、専業農家 20 戸、兼業農家は 147 戸となっています。

農業は「農は国家の礎」であるとして江戸時代末期から農本主義の思想が主流となっていましたが、今日、わが国の総人口 1 億 2770 万人のうち農業人口はわずか 2.3%の老農 298 万人で、食料自給率 40%という状況です。もはや食の問題は国民の生命にかかる領域に入っているといわれます。

ところで、逢坂地区は、その自治体名を明治 22 年から昭和 30 年まで逢坂村



と称していましたが、その間、昭和 29 年からは気高郡に所属、昭和 30 年には気高町の一部となり、村制時の大字は気高町の大字に引き継ぎました。その後、平成 16 年 11 月気高町は鳥取市に合併、今日に至っています。

合併は、地域の財政や住環境等の閉塞感の打開策としては効果をもたらすことがありますが、広域となったため地域固有の生活様式や伝統文化などの特徴が埋もれるとともに風土の荒れなど、地域の隅々まで行政サービスが行き届かなくなるという弊害が懸念されます。住民主導による新たな「公共」の創設が必要となるゆえんです。

(2) 課題

社会や自然環境の変化は著しいものがありますが、前述のように合併や経済生活の変化が契機になったと考えられるさまざまな課題も浮上してきています。それらは、逢坂むらづくり協議会準備会による事前調査、そして逢坂むらづくり協議会（以下「協議会」という。）が実施した地区住民全体へのアンケートにおいて示された課題を見ても明らかです。その代表的なものは次のとおりです。

ア 豊かな自然環境を大切にし、環境を守る活動の推進

イ 農業の後継者不足とその対策

ウ 伝統文化の保存継承にかかる後継者育成

エ 高齢者を中心とする福祉の充実

オ 未婚者の出会いの機会創出

カ 都会からの定住促進

キ 利便性のある公共交通の確保

ク 積雪時等冬季の交通の安全対策

ケ 日常雑貨等が購入できる店舗の確保

コ 地震・風水害などの災害対策と自主防災意識の高揚

サ 登下校（少人数、歩道なし、遠距離）の不安解消

これらの課題の解決には、協議会が取り上げ具体的な事業としてどのような取り組みが望ましいかを検討することとなります。それぞれの事業によって、地区住民だけで解決可能のものもあれば、行政と住民の協働作業、あるいはもっぱら行政に委ねなければならない事業もあることはいうまでもありません。

上記のほか、恒例となっている公民館主催の「逢坂を考える会」、あるいは「人権啓発研修会」等における多様な意見(KJ法)は参考になるものがありました。

2 逢坂むらづくり計画書策定の組織体制と役割

(1) 組織体制 - 協議会設立へ

平成 21 年 2 月 5 日、「逢坂むらづくり協議会」が設立され、むらづくりに向けた計画書作成の検討に入りました。

これまでの経過は、当地区は、平成 20 年度鳥取市が示した「まちづくり協議会（仮称）」と「まちづくり協議会（仮称）の組織化と手引き」に基づき、4 月から CST(コミュニティ支援チーム)と事務局公民館との打ち合わせを開始し、協議会の構成や目的など協議会立ち上げまでの課題を検討してきました。そして、団体代表者等からなる打ち合わせ会を経て、7 月 26 日、「逢坂むらづくり協議会設立準備会」を設置しました。

準備会は 7 回の役員会を開催しましたが、概ね隔月の広報により地区のみなさまにその趣旨や検討事項をつまびらかにするとともに、団体の方々から現在考えられる課題を調査収集し、準備会としてまちづくり協議会設立趣旨や活動の基本的な考え方を取りまとめました。それらの結果を視覚化(図化)して 20 年 12 月 25 日付けで地区のみなさまに案内したのです。(pp9-10 図 1・2 参照)

明けて 21 年 2 月 5 日、準備会で検討してきた協議会名簿、協議会会則(それぞれ資料 4・1 参照)および、組織機構関連図(p14 図 3 参照)等の各案をととのえ協議会設立総会を開催し、審議の末、会則等の承認を得て本協議会が設立、名称を「逢坂むらづくり協議会」とすることとしました。むらづくり計画に向けた検討が始まったのです。

(2) 役割

協議会には構成される 50 余団体を会則が示す 6 つの専門部(組織機構関連図参照)にわけ、それぞれの分野の目標と課題、それに事業化に連なる検討を行うこととしました。そして、各専門部の代表者から構成する役員会を組織し、さらにその役員会のもとに CST を含めた専従班を編成して、むらづくりの計画策定編集の立案実務に専任するといった体制をしいたわけです。

役員会は、計画書策定編集委員会として計画書の策定に関するすべての作業を担当することになりましたが、とりわけ、準備会の段階で得られた課題とアンケートに示された多様な課題の分析整理には紆余曲折の議論を経て、ようやく計画書は成案をまとめることができました。(資料 3 「逢坂むらづくり協議会設立前後及び計画書策定検討経過」参照)

3 逢坂むらづくり計画書策定の手順

計画書策定にあたっては、組織の立ち上げからアンケート実施、そして計画書策定と、その後の予定などを含め次のような手順となります。

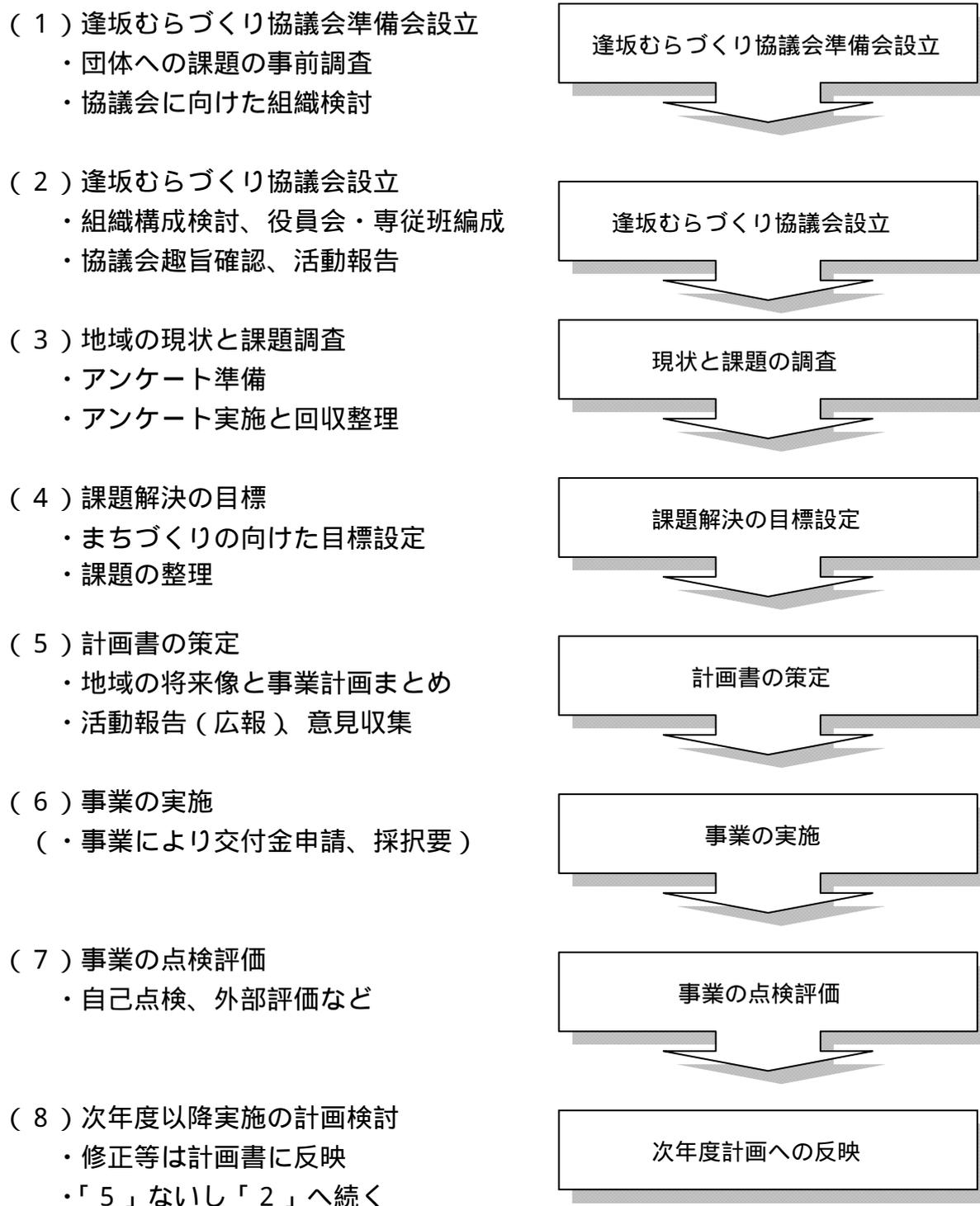
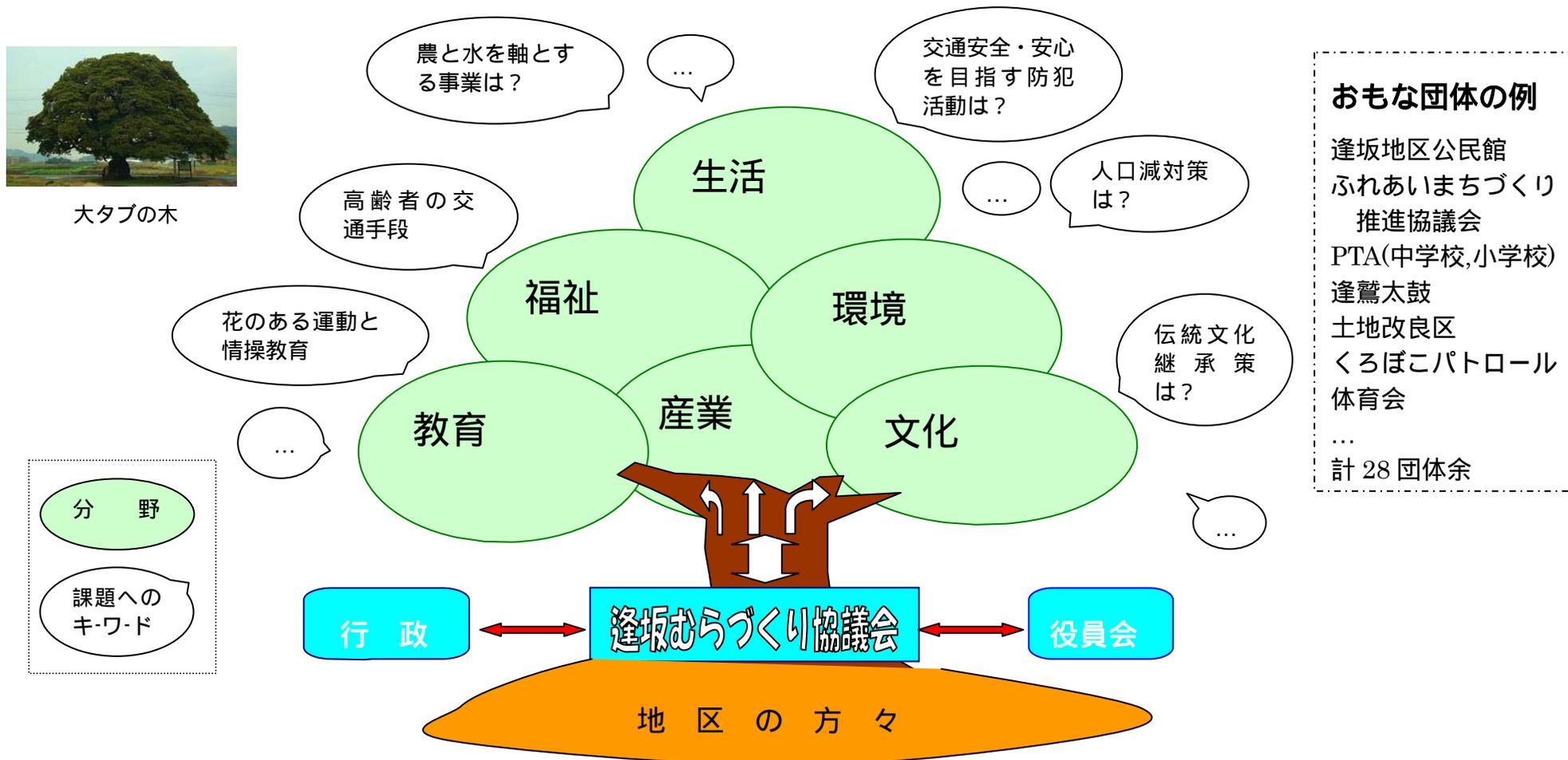


図1 逢坂地区公民館を拠点とした協働のまちづくり

平成20年12月25日 逢坂むらづくり協議会設立準備会

- ・(背景) 鳥取市では、自治基本条例の制定により、平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置づけて、市民と行政がともに助け合い、地域の課題を解決しながら、住みやすく心豊かに暮せる地域社会を築くため、地域コミュニティ(共同体)の充実・強化の本格的な取り組みを始めました。
- ・(目的) この取り組みにあたっては、住民のみなさんにもっとも身近な地区公民館を拠点にして「まちづくり協議会(仮称)」を設立し、地域と行な関係のもとに、地域の課題を解決するための各種の事業を実施しながら、明るく住みよい「協働のまちづくり」を実現していこうとするものです。
- ・(検討) 逢坂地区では、20年7月26日、区長さんをはじめとする各種の団体等の代表者からなる「逢坂むらづくり協議会設立準備会」を立ち上げ会で本協議会設立に向けた基本的な課題等を検討しています。現在、21年1月末には本協議会設立が予定されています。

逢坂むらづくり協議会の組織図イメージ(案)



課題の解決と発展を目指す

逢坂むらづくり協議会

コミュニティ活動のおもな視点は？

- ・安心・安全なむらづくり
- ・高齢者が住みやすいむらづくり
- ・子どもの居場所づくり
- ・自然を大切に、よりよい環境のむらづくり
- ・豊かな教育・文化のあるむらづくり
- ・伝統と成長のあるむらづくり

協議会は、私たち地区において「こうなったら便利」とか、「こんな地区になったらよい」と考えながら活動していきます。また、地区がいっしょになって関わることのできる事業活動なども、みなさんとともにさらに検討していきます。

考えられる課題・主題など

- ・子どもと高齢者の安全と防犯の活動
- ・ポイ捨てパトロール運動
- ・花のある地区推進と情操教育普及
- ・農と水を資源とする事業（起業）の検討
- ・大堤の自然を大切にする運動
- ・Uターン等の定住促進、人口増対策検討
- ・里山文化の情報発信

*みなさんのご意見をもとに、協議会にて具体的な取組みを検討します。

交通安全の検討



大堤清掃活動

文化活動



逢坂を考える会

鳥取市の協働・支援の方法は？

- ・事業実施のための「コミュニティ計画」作成に向け、当地には市職員4名の支援チームを配置
- ・経費面では、協議会設立準備金を補助（5万円、既配分）計画作成などに10万円補助。その他
- ・事業費は「まちづくり助成事業助成金」等の助成金を活用

逢坂むらづくりに向けにご意見をお聞かせください
現在、団体の方々から、いくつかのご意見を頂いていますが、「むらづくり協議会」の設立、およびこれからの活動について、あるいは逢坂の特徴を生かした事業（起業）をお気づきでしたら、どうぞお聞かせください。メモのようなものでかまいません。

逢坂地区公民館 事務局電話 84 2455, fax84 2465

4 アンケートによる課題抽出と取りまとめ

(1) アンケート実施

平成 21 年 2 月 5 日、逢坂むらづくり協議会を立ち上げたあと、協議会は準備会が実施した各団体等の課題やその他の諸課題解決を念頭に、さらに地区全体に潜在する課題の掘り起こしを目的に、あらゆる年齢層を対象に住民全てを調査する必要があるとの共通理解のうえで、アンケートを実施することになりました。

対象は小学 4 年生以上、実施時期は 5 月下旬に配布実施、そして調査分野は「全体」にかかる設問に続き「安全・安心」「生涯学習」「健康」「産業」「生活環境」「伝統・文化」の 7 分野としました。各分野が会則により設置した 6 専門部それぞれに概ね相対することはいうまでもありません。(アンケート様式及び集計結果は p41 資料編資料 4 参照)

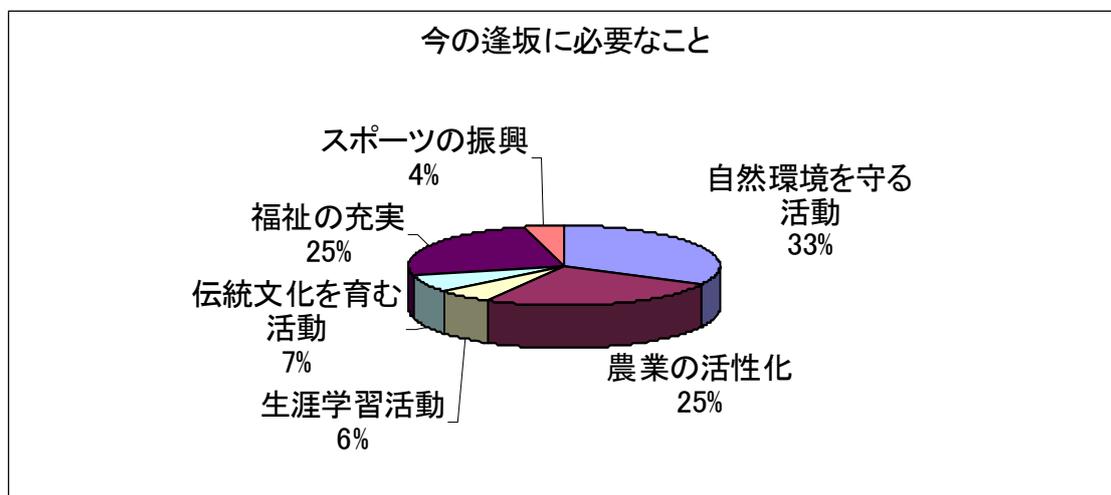
設問分野	アンケートの内容
全体のこと	自然環境 農村生活 福祉 人口問題
安全・安心	地震災害 登下校 弱者対策(人権)
生涯学習	サークル活動 知の地域貢献
健康	病気 食生活(食の安全) 健康増進
産業	特産品 後継者育成 NPO など
生活環境	ゴミのポイ捨て いこいの場
伝統・文化	伝統文化の有無 後継者育成

アンケートの実施には、戸別ごと用紙枚数が異なる配布作業から回収作業までを各集落の区長さん方の協力によることになりました。そして、世帯数 348 戸のうち 59.8%の 208 戸、全人口 1181 人のうち 52.2%にあたる 616 人(男 261 人、女 258 人、どちらか不明 97 人)からの回答を得ました。小学生には学校の協力により回答可能な設問のみの回答を願うこととし、該当する児童全員(20 人)に答えていただきました。(世帯数、人口とも平成 21 年 5 月 31 日現在)

(2) “今の逢坂に必要なものは？”

アンケートの「全体について」のなかで、「今の逢坂に必要なことは何か」(次の円グラフ参照)との設問では、自然環境を守る活動(252 件)、農業の活性化(195 件)、高齢者などへの福祉の充実(191 件)、伝統文化を育む活動(54 件)、生涯学習活動(44 件)、スポーツの振興(33 件)等の件数になりました(複数可)。

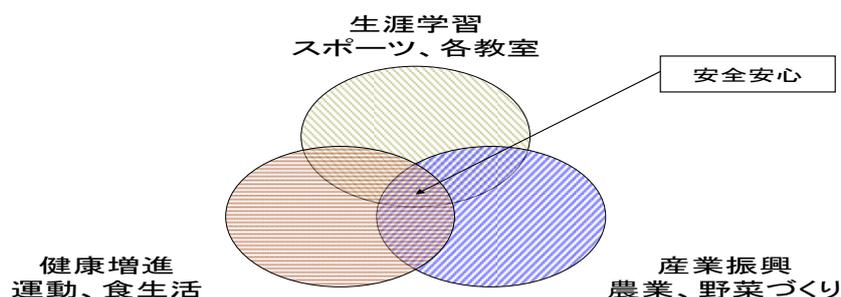
また、意見として、産業振興職場確保（10件）、環境保全（河川、公園など）（6件）、若者の定住策（5件）、交通対策（4件）、少子化対策（3件）、店舗が必要（3件）そして、ふれあいの場サロン、文化活動等々が示されました。



（3）分野間の関係性

他方では、6分野の各質問事項はそれぞれが密接不可分な関連を有していることがわかります。たとえば健康増進の分野と生涯学習の分野とは関連しあって、また、農業（産業振興の一つ）が健康につながっていきます。このことから、ひとつの取り組みが各方面に関連していくことがうかがえます。

分野と共通項（例）



（4）統一標語の設定

各専門部の検討を進めるにあたり、むらづくり協議会として統一的な標語ないしは目標を決める必要があるとして、次のようなスローガンを設定しました。
には適宜どんなことばが入っても差し支えないことを確認しました。

現在、「知」「恵」ということばを入れて表現しています。

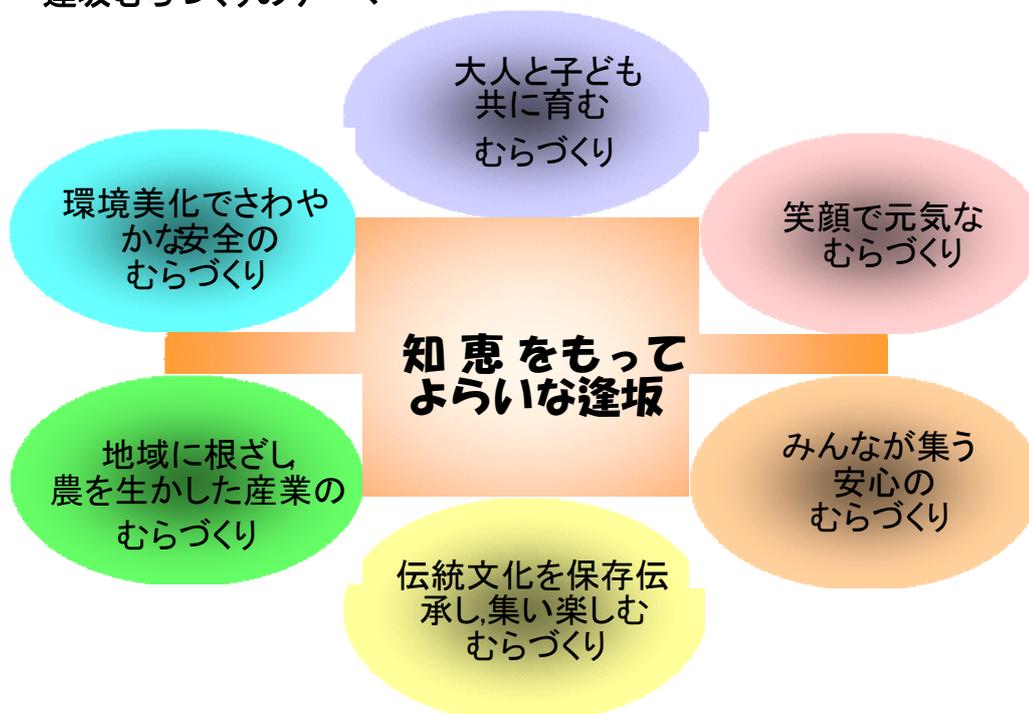
“ 知 恵 をもってよらいな逢坂 ”

(5) 各専門部の計画立案のテーマ(視点)

アンケートの結果をうけて、6つの専門部はそれぞれの分野のおおまかな「むらづくりのテーマ」を次のように設定し、そのテーマのもとに、課題を分析しどのような事業設定が可能かを検討しました。

- 1) 生涯学習部 = 大人と子ども 共に育むむらづくり
- 2) 健康増進部 = 笑顔で元気なむらづくり
- 3) 福 祉 部 = みんなが集う安心のむらづくり
- 4) 伝統・文化部 = 伝統文化を保存伝承し、集い楽しむむらづくり
- 5) 産業振興部 = 地域に根ざし、農を生かした産業のむらづくり
- 6) 生活環境部 = 環境美化でさわやかな、安全のむらづくり

逢坂むらづくりのテーマ

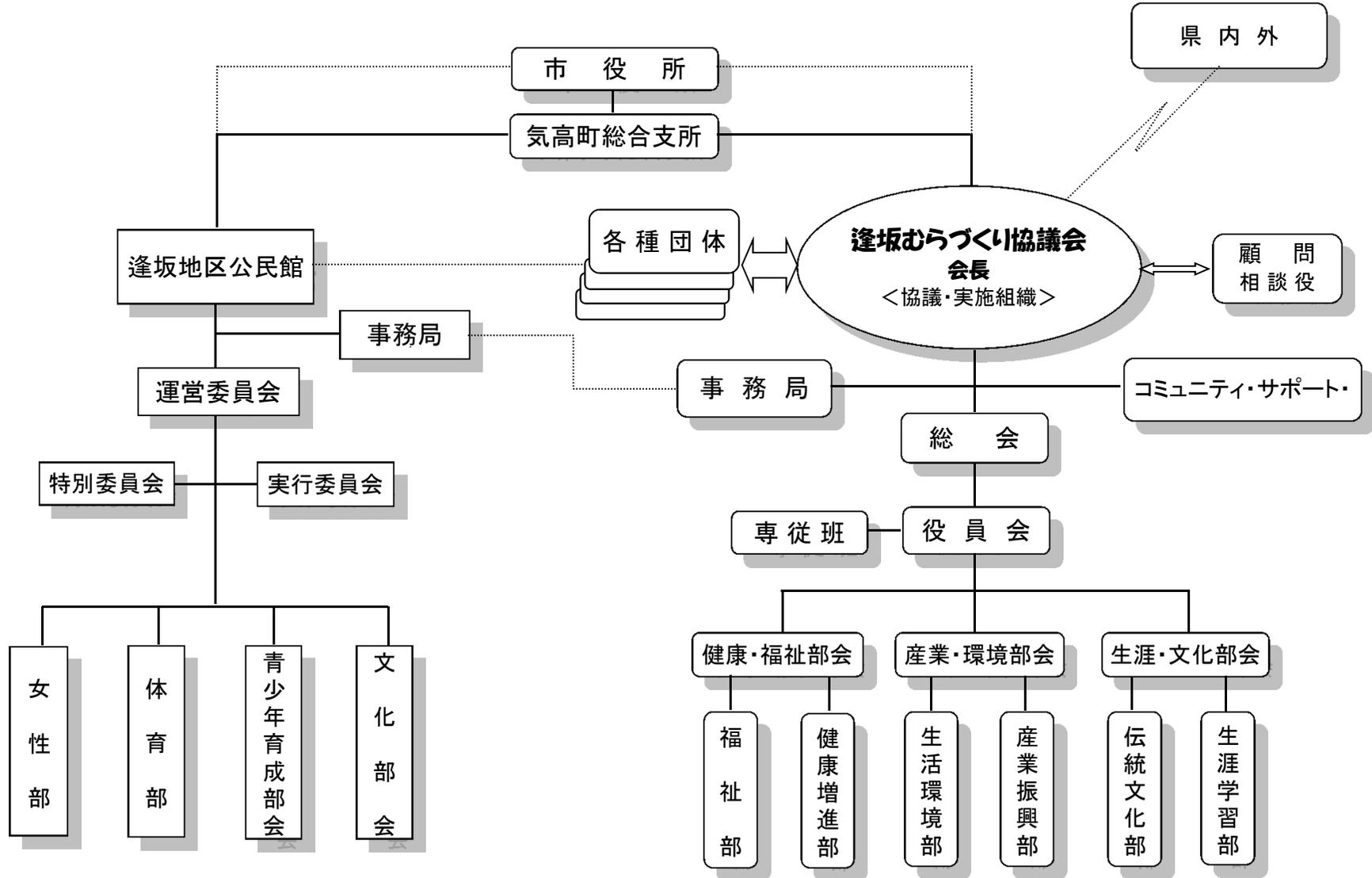


次からは、専門部ごとに、具体的に、事業名、事業内容、実施期間、役割分担等の区分ごと仕分けしたものを掲載します。

図3

逢坂むらづくり協議会組織機構関連図

平成24年3月15日一部修正



5 逢坂むらづくり計画

生涯学習部

<テーマ：大人と子ども 共に育むむらづくり>

ふるさとを思い明日を担う人づくりを！ 少子高齢化や人口・世帯数の減少がみられる今だからこそ、顔が見えるネットワークの利点を生かし、地域・家庭・学校が共通理解のもと「自立したところ豊かな人づくり」に取り組む必要があります。

地域の良さを再認識しながら、多様な世代間交流や一人ひとりの学びの機会をさらに充実させ、大人と子どもが共に育ち合う事業展開をしていきます。そして、自然豊かで温かい人間関係のある「ふるさと逢坂」が、地域住民にとって誇ることができるところとなるよう、各部と連携をとってめざします。

no.	事業名	内容
1	地域の教育力向上	・人材バンク作成...地域の人材を発掘し、有効に活用していく。
		・青少年の食育推進...学校現場で世代間交流を深め、地域の食文化等を伝承していく。
		・60才学校へ行こう...シニア世代が培ってきた経験・知識を学び直し、一人ひとりの再チャレンジや地域活動へ展開していく。
		・家庭の教育力推進...子育て・親育ちについて地域でともに考え、支援していく。
		・公民館まつり
		・NPO学習会の開催...各部と連携を図り、NPO学習会を開催する。
2	里山文化の情報発信	・各部が掘り起こした事柄を県内外にPRすることにより、里山文化の良さを再認識する。
3	めぐりあいコーディネーター事業の推進	・地区内未婚者の出会いの機会を作る。



公民館まつり



逢坂のシンボル
「大タブノキ」

生涯学習部

実施期間			役割分担		
短期	中期	長期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
職業・趣味・生活等を通じて身につけた知識や技能を、地域に還元したい人を募集し登録する。	登録者の活用				
地域の特性を生かした「食育推進計画」を小学校とともに考える。	多様な世代間交流で伝承料理を体験し、地域の食文化を子どもに伝える。				
受講生を募集し、各教科の講座を開催する。	講座卒業生による、自主グループ活動への支援	自主グループ活動から、地域活動展開への投げかけをする。			
子育て・親育ちの指針・応援カレンダーを作成し、子どものいる家庭に配布する。	PTAと連携して、講座・研修会を開催				
発表・交流の場として誰でも参加できる場づくりをする。					
	将来を見据えた、NPO学習会等の開催	地域住民の意識調査を実施し、改善点のあぶり出しをして事業見直しをする。			
「とっとり生活百景」へ応募。	さまざまな機会をとらえ、継続して情報を発信します。				
「鳥取めぐりあいサポーター」に登録し、出会いの場のイベントを実施。					

健康増進部

<テーマ：笑顔で元気な むらづくり>

長寿社会に対応するため、自らの健康は自らが守り生きがいづくりを推進し、生涯スポーツのリーダー養成と実践普及活動をするとともに、ご当地体操を考案しつどいの場づくりをし、健康増進に努めることとします。

その機会として、地域をあげての運動会・軽スポーツ大会を引き続き開催し、地区民の親睦を図ります。

また、日本・世界ウォーキングマップを作成・活用し、生活習慣病の予防に留意するとともに、介護保険など国や県・市の制度を学習し、高齢者など弱者の生活改善に資するよう努めていきます。

なお、今後、地区内の公園を芝生化し、憩いの場の創出も検討課題となるでしょう。

no.	事業名	内容
1	健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩数計をつけて毎日一万歩をめざす。 ・誰でもどこでも無理なくできる体操の考案・普及活動（しかたなし体操）
2	体育のすすめ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区運動会 ・各種スポーツ大会に参加し、優勝をめざす。
3	芝生化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドや公園を芝生化し、運動や憩いの場を提供する。
4	健康講座	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・認知症・介護等の研修を行う。 ・健康診断の受診をうながす。



逢坂地区大運動会

逢坂のシンボル
「大タブノキ」

健康増進部

実施期間			役割分担		
短期	中期	長期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
歩数計の普及 ご当地体操の立案	日本一周・世界一周ウォーキングマップ地区での体操の普及				
地区民誰でも参加できる工夫をする。各種スポーツ大会への積極的な参加	地区民こぞって参加し、みんなが見て、楽しい工夫をする。 市民体育祭の全種目参加 市民体育祭Cグループ優勝				
芝生化の研究 芝生植栽	芝生管理、イベント開催				
認知症研修、介護研修、健康診断の普及					

福祉部

<テーマ：みんなが集う安心のむらづくり>

互いに支えあいながら「生きがいづくり」「環境づくり」に取り組み、笑い顔でいきいきと暮らせる安心安全のむらづくりを趣旨とする福祉活動は、すべての活動があまねく「福祉」に通じるというよいほど、きわめて広範な範囲が対象となります。

特に高齢者や子どもたち、弱者への安全にかかる活動は以下に示すとおり、交通安全、登下校のパトロール等、高齢者にはそれに加えて高齢者が集うサロンをはじめ、福祉マップ作成、三世代交流イベントなどが考えられます。

事業の実施にあたっては、すでに取り組んでいる『逢坂ふれあいのまちづくり事業推進協議会（通称「ふれまち」）』と協議を重ねながら、すすめることとなります。

no.	事業名	内容
1	安全教育の推進	・安全教育など行う。各種災害時、迅速・的確に状況を判断し、被害の軽減を図る。
2	高齢者の集うサロンの開設	・各集落にサロンの設置をする。
3	障がい者の住みよい地域づくり	・障がい者への理解を深める研修をし、グループホーム・作業所の開設をめざす。
4	世代間交流	・軽スポーツなどで交流を図る。
5	公共交通の利便	・住民の利用しやすいように状況を調査する。



配食ボランティア



逢坂のシンボル
「大タブノキ」

福 祉 部

実施期間			役割分担		
短 期	中 期	長 期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
安全教室、救命講習、AED講習、災害教育・訓練、災害リーダーの養成、災害マップの利用					
各集落にサロンを設置する。					
障がい者への理解を深める研修及び、地域のニーズ調査、施設の現地研修		グループホーム・作業所の開設			
交流会の開催					
利用者の要望調査、関係機関への働きかけ	関係機関への働きかけ				

伝統・文化部

<テーマ：伝統文化を保存伝承し、集い楽しむむらづくり>

逢坂地区は、遙かに古い歴史のある地域で、人々に伝えられてきた行事や伝統文化が数多くあります。生活に根ざした文化は、心のふるさととして、また、潤いのある生き方をつくるため大切にされながら、少しずつ形を変え進化成長するものです。

そこで、逢坂の多様な文化を再認識し、伝統行事などを資料として保存伝承しながら活用する取り組みを始めます。また、シンボリックな「大タブノキ」や珍しい漁法の「うぐい突き」など、有形無形の価値あるものを大切に保存伝承していくとともに、現在日常的に行われているさまざまな文化活動の情報発信と、後継者育成に努めていきます。

no.	事業名	内容
1	伝統文化の保存伝承	・逢坂に伝わる伝統文化の保存伝承するため、現在地域や各集落で行われている伝統行事の調査を行う。
2	伝統文化活動の活性化及び後継者育成	・古くから伝わる盆踊り「さんこ」などが継承されるよう後継者育成を図る。 ・各集落に伝わる伝統文化活動の継承を支援する。
3	「大堤うぐい突き」行事の継続と発展	・亀井新十郎茲矩公がタイから取り入れたといわれる珍しい伝統漁法「うぐい突き」の参加者が減っている。400年以上も続くこの漁法を地域のイベント及び、地域外の参加者を増やし地域の交流イベントとして位置づけ、発展を図る。
4	新しい文化活動の継承と発展	・逢坂音頭や逢鷲太鼓など逢坂で生まれた新しい文化活動の継承と発展を図っていく。



さんこ(盆踊り)

逢坂のシンボル
「大タブノキ」

伝統・文化部

実施期間			役割分担		
短期	中期	長期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
伝統文化の保存調査、ほり起こし等情報収集	収集資料の整備と保存	集めた資料のデータベース化と活用。資料を保存する機会の確保			
盆踊り保存会の活動を広く紹介し、仲間を募る。	継続推進				
大堤に生かす稚魚の数を増やし、イベントの盛り上げを図る。	大堤及びその付近の環境保全				
運動会や公民館まつりなどのイベント時の発表を継続していく。					

産業振興部

<テーマ：地域に根ざし、農を生かした産業のおらづくり>

農業を生業とする逢坂は、現在専業農家は20戸弱となりました。その原因は即収入のある経済生活が主流となったことと、何より人口減にあると考えます。食の安全がさげばれ農作物の地産地消の考え方が普及する一方、休耕田畑も生じており、何らかの対策が必要と考えます。

今回の検討には、現在、伝統ある農業こそが逢坂の将来のビジョンを描けるとの信念に立脚する「有機の里」作りや特産物、くろぼこ土壌産を中心とする農産物の出張販売・PRなどの構想のほか、市民農園の姉妹縁組地区等への解放と住民交流も計画されています。

さらに行政と協働して就農策を講じた後継者育成をすすめ、いわゆるUJIターンによる定住促進も検討する必要があります。

no.	事業名	内容
1	「有機の里」づくり	・地元農産物の安全安心のイメージアップを図り付加価値を高めるため、安全安心の農産物を栽培し特産品として売り出していく。
2	市民農園の設置、開放及び姉妹縁組地区による住民交流	・「くろぼこ」の土壌に体験農園を開放し、地域外と住民交流を進める。
3	特産品づくりとそのPR	・有機による特産物や地元の農産物及び加工品をPRするため、外へ出かけ販売促進する。また、逢坂の特産品のブランド化を図る。
4	農家の後継者及び新規就農者の育成。 UJIターンによる定住促進など	・農業等後継者を育成するとともに、地域外から新規定住者を積極的受入れ、人口増や地域の活性化に結びつける。



ふれあい市(うぐい突き)



逢坂のシンボル
「大タブノキ」

産業振興部

実施期間			役割分担		
短期	中期	長期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
安全安心な家庭菜園づくり講習会を定期的 に開催するとともに、地 域内に有機による家庭 菜園を普及させる。	有機栽培の農産物の 安定生産を図り、販 売を促進する。	特産品販売所の確 保。			
市民農園の設置・解放及び姉妹地域縁組による住民交流					
姉妹縁組地区の「ま ち」などで青空市場開 催	関西方面へ出向き、 特産品の販売	特産品のブランド化			
空き屋・休耕地等の情 報収集と発信。新規定 住者受け入れに係わる 住民啓発。児童生徒の 農業体験や、農業後継 者の育成	新規定住者へ物的、精神的な支援				

生活環境部

<テーマ：環境美化でさわやかな、安全のむらづくり>

モノがあふれ人の出入りが盛んになって、ごみのポイ捨てなど環境保全・美化に対する意識やモラルの低下を招き易い環境でしたが、近年の循環型社会規範の普及啓蒙によりモノを大切にする機運が芽生えはじめています。

逢坂地区も今ある環境・景観の保全美化に努めて、その遺産を私たちが後世に伝え残す必要があります。

河川の清掃あるいは地区の一斉清掃、さらには道路の安全性を高める方策を検討し、計画的にそれらの運動を推進する必要があります。

no.	事業名	内容
1	逢坂の豊かな自然環境を守り育てる	・ふるさとの自然の魅力や価値を知る。そのため、身の回りの生き物、植物などを調べ価値を認識する。また、特に水と竹、ゴミの現状について調べる。
2	憩いの地域として花のある地域づくりの推進	・憩いの地域として花のある地域づくりを推進する。
3	布勢の清水・大タブノキ・大堤などの自然環境を大切にする取組	・「布勢の清水」「大タブノキ」「大堤」などの景観を保全する。
4	空缶ポイ捨てパトロール運動	・ゴミの減量化や環境美化を推進するため、特に空き缶ポイ捨てのパトロールを実施する。
5	高齢者や児童生徒の登下校の安全対策	・逢坂地区の道路に歩道や街灯が少ない箇所がある。少子化で子どもの数が減少する中、児童生徒の登下校に不安なところが見られるので解消していく。
6	荒廃地の整備	・竹や雑木を伐採し、山の保全や水路・水源の確保を図る。



大堤の清掃



逢坂のシンボル
「大タブノキ」

生活環境部

実施期間			役割分担		
短期	中期	長期	むら	協働	行政
3年	3年～10年	10年以上			
生き物や植物の現状を調べる。特に水・竹・ゴミについて中心的に現状を調べる。水については水質検査を実施する。	生き物を守る勉強会を、定期的に実施する。	逢坂地区に生息する生き物や植物・水等の状況を定期的に観察し、記録に残していく。			
道路沿いにコスモスの種まきを継続的に実施。水田等の圃場に、菜の花の種まきを奨励する。	花壇づくりコンクールの開催や他機関が開催しているものに応募する。	菜の花の実から油を採取し、バイオ燃料として再利用する循環型社会づくりを進める。			
地域住民で草取り等の清掃活動を実施しながら景観を保全する。		「大タブノキ」付近の電線地中埋設化。 「布勢の清水」にトイレの設置			
法面に芝桜を植栽することにより草刈り労働の軽減と、景観の美化により地域の「魅力アップ」を図る。					
不法投棄監視員による見回り					
通学路点検		県道等の主要道路に歩行者等の安全確保のため、歩道や自転車道の確保			
竹や雑木の伐採や水路・水源確保等の調査並びに保全活動		竹や水を利用した商品化・特産品を模索する。			

6 当面の実施計画案

各専門部において検討してきた計画案は多種多様であるため、次の掲げる事業を当面の実施計画とします。相互に関連すると思われる事業は、合体して実施する場合もあります。

事業の中には、行政などに提案する事業、また、鳥取市等へ交付金申請によらなければならないものもあります。

他方、地区コミュニティ活動にかかわる事業として公民館が行っている事業との関連から、共同開催あるいは両者が再構成や調整を行うこともあります。

	専門部	事業名	内容	役割分担		
				むら	協働	行政
1	生涯学習部	地域の教育力向上	青少年の食育推進・カレンダー作成 家庭の教育力推進 公民館まつり			
		里山文化の情報発信	各部が掘り起こした事柄を県内外にPRすることにより、里山文化の良さを再認識する。			
2	健康増進部	健康増進	毎日一万歩をめざす 体操の考案・普及活動			
		体育のすすめ	地区運動会 各種スポーツ大会の参加			
		健康講座	各種健康講座 健康診断の受診			
3	福祉部	安全教育の推進	安全教育など			
		高齢者の集うサロンの開設	各集落にサロンの開設			
		世代間交流	軽スポーツなどで交流			

	専門部	事業名	内容	役割分担		
				むら	協働	行政
4	伝統・文化部	伝統文化の保存伝承	伝統行事の調査を行う。			
		伝統文化活動の活性化及び後継者育成	後継者育成を図る。			
		「大堤うぐい突き」行事の継続と発展	地域外の参加者を増やし、地域の交流イベントとして位置づけ、発展を図る。			
		新しい文化活動の継承と発展	逢坂で生まれた新しい文化活動の継承と発展を図っていく。			
5	産業振興部	「有機の里」づくり	安心安全の農産物を栽培し、特産品として売り出す。			
		市民農園の設置、解放及び姉妹地区縁組による住民交流	「くろぼこ」の土壤に体験農園を開放し、地区外と住民交流を進める。			
		特産品づくりとそのPR	逢坂の特産品のブランド化を図る。			
		農家の後継者及び新規就農者の育成 UJI ターンによる定住促進	農業等後継者の育成及び新規定住者の積極的受け入れ			
6	生活環境部	花のある地域づくりの推進	花のある地域づくりの推進をする。			
		布勢の清水・阿弥陀の森・大堤などの自然環境を大切に作る取り組み	「布勢の清水」「大タブノキ」「大堤」などの景観を保全する。			
		芝桜の植栽	田畑の法面に芝桜を植栽することにより、草刈り労働の軽減、景観美化を図る。			
		空缶ポイ捨てパトロール運動	空缶ポイ捨てのパトロールを実施する。			

お わ り に

今、日本は政治と行政のシステムが転換する歴史的な変革期にあるといえます。これまでの行政依存体質から、地域の住民一人ひとりが自ら考え、行動し、その行動と選択に責任を担う住民と行政の協働による、新たな「公共」を創造するような仕組みづくりが必要です。また、私たち一人ひとりが、「自立と共生」の気持ちを育みながら発展させ、すべての人が互いにかけてあげのない存在と感じあえる、そんな「居場所と出番」が見いだせる地域社会が求められています。

こうしたなか、逢坂地区においては、平成21年2月5日に立ち上げられた「逢坂むらづくり協議会」が中心となり、地域自治の再生に向けてさまざまな議論を重ね、「逢坂むらづくり計画書」の策定に努めてきました。設立準備会から幾度となく開かれた会議に参画された方々、また、「逢坂がこんな地区になったら良いな」という目的で実施したアンケートに回答いただいた逢坂地区の全体的な人々に深く感謝申し上げます。

これは、関係者の熱い議論と試行錯誤しながら出来上がった計画書ですが、この内容は今後の社会情勢などによって補完修正していくことは、当然であります。また、実施に際しては、国や県、鳥取市などの利用可能な施策を積極的に活用するとともに、現在市が策定している「中山間地域強化方針」も参照しながら取り組んでいくこととします。

始まったばかりのむらづくり協議会の取り組みですが、これを契機として、逢坂で暮らしている私たちはもとより、将来、この逢坂で生まれ育った人々が、「自立と共生」のもと、この地を誇りとして心温かく幸せな人生が送れることを願っています。

逢坂むらづくり協議会計画書策定編集委員会委員一同

逢坂むらづくり協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称は、逢坂むらづくり協議会（以下「協議会」という。）とし、事務局を逢坂地区公民館（以下「公民館」という。）におく。

(目的)

第2条 協議会は、逢坂地区住民自ら地域の身近な課題を解決しながら、安全・安心して心豊かに暮らせる住みよいむらづくりを推進するため、行政と連携・協働のもとに逢坂地区のむらづくり計画を策定し、実施することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 逢坂地区において活動する各種団体及び個人のうち、別表に掲げる団体の代表者及び個人
- (2) その他、会長が認める者

(役員)

第4条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 部会長 3名
 - (4) 専門部長 6名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 会計 1名
 - (7) 監事 若干名
- 2 専門部長の1は、部会長が兼ねることができる。

(役員の職務)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 部会長は、当該専門部を調整統括する。
- (4) 専門部長は、当該専門部の業務を主管する。
- (5) 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- (6) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (7) 監事は、協議会の経理を監査する。

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、次による。

- (1) 会長、副会長、部会長、事務局長および監事は、総会において選出する。
- (2) 専門部長は、専門部において選出する。

(3) 会計は会長が任命する。

2 役員の選出にあたっては、男女いずれか一方に偏らないよう留意するものとする。

(役員任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第 8 条 総会は、協議会の全構成員で構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、構成員の過半数の出席により議事を開くことができる。

なお、総会欠席者は委任状を提出し、委任状を提出した者は出席したものとして扱う。

4 総会は、次の事項を協議する。

(1) 会則の改廃に関する事

(2) 役員の選出に関する事

(3) 部会および専門部の改廃に関する事

(4) 事業計画及び予算・決算に関する事

(5) その他、総会の議に付すべき重要事項に関する事

5 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 9 条 役員会は、監事以外の役員で構成する。ただし、監事は、必要と認めるときは、役員会に出席して意見を述べることができる。

2 前条第 2 項の規定は、役員会の開催及び協議について準用する。

3 役員会は、協議会の運営について協議する。

(構成員の任務)

第 10 条 構成員は、協議の結果について、自らの構成員及び地区住民に理解と協力を求めるよう努めるものとする。

2 第 3 条第 1 号に定める団体の構成員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(部会および専門部)

第 11 条 協議会の活動を効果的に行うため、次の部会と専門部をおく。

(1) 生涯・文化部会 生涯学習部、伝統文化部

(2) 産業・環境部会 産業振興部、生活環境部

(3) 健康・福祉部会 健康増進部、福祉部

2 部会はその活動を効果的かつ円滑に行うため、別表 2 の構成員を中心に構成するものとする。必要に応じ、各部会は横断的に活動する。

(経 費)

第12条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(顧問及び相談役)

第14条 協議会に顧問及び相談役をおくものとする。

(1) 顧問は、会長が総会の同意を得て委嘱することができる。

(2) 相談役は、各部落区長とする。

2 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

付則

1 この会則は、平成21年2月5日から施行する。

2 協議会設立年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。

3 役員の任期は、協議会設置日にかかわらず、2年後の会計年度末とする。

4 平成22年2月14日一部改正し、同日付け施行する。

5 平成24年3月15日一部改正し、同日付け施行する。組織改正に伴う交替役員の任期は、第7条の規定を準用する。

6 平成26年4月15日一部改正し、同日付けで施行する。